

# 農地中間管理事業に係る連携協定の締結について

大分県農地中間管理機構(大分県農業農村振興公社)は、平成28年11月18日(金)に大分県農林水産部長の立ち会いのもと、担い手関係団体である大分県集落営農法人会と大分県農業法人協会との3者による、農地中間管理事業に係る連携協定を締結しました。

農地中間管理事業は、担い手への農地集積と集約化を進め、生産コストの削減を図ることを目的としており、もうかる農業を实践するためには、大変重要な事業であり、本協定では、一つは農地中間管理事業の活用、二つは情報の提供、三つは意見交換について、連携して取り組むことが規定されています。

今回の協定締結を契機に、大分県集落営農法人会と大分県農業法人協会、大分県農地中間管理機構が連携して農地中間管理事業を推進し、会員の皆様が利用する農地の拡大や分散錯圃の解消を進めることにより、その経営の効率化と安定化に資するとともに、地域の農地の有効利用が図られるものと考えています。

私ども農地中間管理機構としてもこの協定を契機に、さらなる情報の提供、普及啓発に努め、機構利用の拡大につながるよう全力で取り組んでまいります。

## 農地中間管理事業に係る連携に関する協定書

大分県農地中間管理機構(公益社団法人大分県農業農村振興公社、以下「甲」という。)と大分県集落営農法人会(以下「乙」という。)及び大分県農業法人協会(以下「丙」という。)とは、大分県を立会人として、農地中間管理事業(以下「本事業」という。)を活用した農地集積・集約化を促進するため、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、甲と乙及び丙が連携して本事業を推進し、乙及び丙の会員が利用する農地の拡大や分散錯圃の解消を進めることで、その経営の効率化と安定化に資するとともに、地域の農地の有効利用を図ることを目的とする。

### (連携事項)

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携して本事業に取り組む。

#### (1) 本事業の積極的な活用

甲は、乙及び丙の会員のニーズと地域の合意を十分把握して本事業を推進し、乙及び丙の会員は、農地の賃借権等の設定にあたっては本事業を活用するよう努める。

#### (2) 情報提供

甲は、乙及び丙が主催する行事への参加や会員を訪問するなどにより、積極的に本事業に関する情報提供と普及啓発を行い、乙及び丙は、本事業の推進に必要な会員情報を甲に提供する。

#### (3) 意見交換

甲と乙及び丙は、定期的に意見交換を行い、本事業のより一層の推進と円滑な運営を図る。

### (守秘義務)

第3条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく活動において、知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。

ただし、事前に、秘密事項を提供した者の承諾を得た場合は、この限りではない。

### (有効期間)

第4条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は1年間とする。ただし、甲、乙及び丙いずれかが期間満了の3か月前までに協定の更新をしない旨の意思表示を行わない場合は、さらに1年間を延長し、以後もこの例によるものとする。

### (協議)

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲、乙及び丙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、甲、乙、丙及び立会人署名押印の上、各自の1通を所持する。

平成28年11月18日

甲	大分県農地中間管理機構 公益社団法人 大分県農業農村振興公社
理事長	安部 欣司
乙	大分県集落営農法人会
会長	廣瀬 成芳
丙	大分県農業法人協会
会長	増田 徳義
立会人	大分県農林水産部長 尾野 賢治

## 農地中間管理事業に係る連携に関する協定書全文



締結式の様子



左から尾野部長、増田会長、廣瀬会長、安部理事長